○法務省令第十五号

公証人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

公証人法施行規則の一部を改正する省令

公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附録第一号の二及び附録第一号の三の様式中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第十六号

公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部を改正する省令

公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令（昭和四十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第二十五条の横書の証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。	1　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第二十五条の横書の証書は、日本工業規格B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。
2　公証人手数料令第二十五条の証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。	2　公証人手数料令第二十五条の証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。
一　日本産業規格A列四番の用紙にあっては、これを縦にし、上方から左横書きに、一行二十四字詰で二十行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。	一　日本工業規格A列四番の用紙にあっては、これを縦にし、上方から左横書きに、一行二十四字詰で二十行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。
二　日本産業規格B列四番の用紙のうち、縦書の証書にあっては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の証書にあっては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。	二　日本工業規格B列四番の用紙のうち、縦書の証書にあっては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の証書にあっては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第十七号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子署名の方法）	（電子署名の方法）
第二条　法第六十二条ノ六第一項第一号及び第六十二条ノ八第一項第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であって同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。	**第二条**　法第六十二条ノ六第一項第一号及び第六十二条ノ八第一項第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であって同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。